



沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当 日 が 県 の 休 日 に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

○事業の認定（用地課）	1
公 告	
○都市計画の変更の案の縦覧（都市計画・モノレール課）	3
公安委員会事項	
○沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例の規定による安全対策優良海域 レジャー提供業者の指定	3
その他の	
○行政書士試験の実施	4

告 示

沖縄県告示第260号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

令和5年7月7日

沖縄県知事 玉城康裕

1 起業者の名称 南城市

2 事業の種類 市道喜良原新里長作原線道路改良工事（南城市玉城字喜良原喜良原地内から同市佐敷字新里長作原地内まで）及びこれに伴う県道付替工事並びに市道付替工事

3 起業地

- (1) 収用の部分 南城市玉城字喜良原喜良原及び佐敷字新里長作原
- (2) 使用の部分 なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

市道喜良原新里長作原線（以下「本路線」という。）道路改良工事及びこれに伴う県道付替工事並びに市道付替工事（以下「本件事業」という。）は、地方公共団体である南城市が事業主体となって、県道86号線南風原知念線（以下「南風原知念線」という。）と市道佐敷夜明ヶ丘線を結び南城市役所方面へのアクセス道路としての機能を強化するため実施する事業であり、本路線は、法第3条第1号が定める道路法（昭和27年法律第180号）による道路に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である南城市は、同法第16条の規定により本路線の道路管理者となり、本件事業の実施に必要な財政措置を講じていることから、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 事業の施行により得られる公共の利益について
本路線の現状は、給食センター及び福祉施設の大型車両が日常的に通行する路線であるにもかかわらず、一車線で、幅員が3メートルに満たない箇所が存在し、整備も不十分で歩道が未整備である。

また、本件事業区間には住宅や集合住宅が存在し、小中学校への通学路として利用されているが、歩道未整備区間においては、歩行者、通勤車両、大型車両等の交通がふくそうすることとなり、危険な状況となっている。

さらに、本路線と南風原知念線の交差点は交差点付近の隅切り部分が未整備であるため、本路線から合流する車両は停止線から南風原知念線の車両を確認することができず、停止線を越えて県道直前で停止するが多く、それに伴い南風原知念線から本路線への車両が進入ができなくなり、車両滞留等が発生している。

そのうえ、本路線は南城市役所方面及び南城佐敷・玉城ICへのアクセス、災害時の迅速な避難及び市街地の骨格形成等、計画的な整備及び改良を進める補助幹線道路としての位置付けがされているが、行き止まりとなっており、その機能が発揮されていない状況にある。

本件事業の完成により、道路幅員の拡幅及び歩道の整備がされるほか、南風原知念線と市道佐敷夜明ヶ丘線が接続され、大里地域中央部及び玉城地域南部から、公共交通が集中する交通広場及び公共交通車両方面までのアクセスが構築され、歩行者の安全確保及び円滑な車両走行が可能となるとともに、南城市役所を中心とする災害拠点への避難経路が形成され、地域の安全確保に大きく寄与することが期待される。

加えて、主要地方道南風原知念線（地域高規格道路南部東道路）（以下「南部東道路」という。）の南城つきしろIC南地区において、大型商業施設建設等が予定されており、本路線が整備されることにより同地区へのアクセス時間を短縮することができる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 事業の施行によって失われる利益について

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第8号）及び沖縄県環境影響評価条例（平成12年沖縄県条例第77号）の評価対象外の事業である。

起業地についても騒音規制法（昭和43年法律第98号）及び振動規制法（昭和51年法律第46号）の対象外地域となっているが、起業地の一部が平成23年3月に南部東道路整備事業で実施した環境影響調査（以下「環境影響調査」という。）及びその後の事後調査（以下「事後調査」という。）の調査範囲に含まれており、その調査結果によると、本件事業における騒音及び振動による影響は軽微なものと予想される。

さらに、法面掘削工事等においては低騒音、低振動型建設機械を使用し、騒音規制法及び振動規制法の基準値を超える場合には、敷地境界へ防音シートの設置又は施工箇所を可能な限り敷地境界から離すこと等の環境保全措置を必要に応じて実施するとしている。

陸域植物については、環境影響調査及び事後調査においても重要な植物は確認されていないが、今後、新たに重要な植物が確認された場合には、有識者や関係機関と協議の上、移植などの環境保全措置を必要に応じて実施するとしている。

また、陸域動物については、事後調査において、オキナワコキガシラコウモリの生息が確認されているが、本件事業を実施する際は小動物の進入を防ぐ侵入防止柵の設置等環境保全措置を必要に応じて実施するとしている。

起点側の南風原知念線沿線については、今後新たな希少動植物が確認された場合には、追加調査を必要に応じて実施するとしている。

本件事業区間には、文化財保護法（平成25年法律第214号）第93条第1項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地に指定されている箇所はないが、本件事業による土地の改変の際に文化財が確認された場合には南城市教育委員会との協議により、記録保存等の適切な措置を講ずるとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

路線選定に際しては、現道案と線形改良案の2案で検討を行っている。

現道案では、現道を最大限活用しつつ拡幅するが、交角点が16か所存在し、曲線間の距離が短いため、安全かつ円滑な車両交通の確保ができない点が課題である。

一方、線形改良案では、現道の有効活用に重きを置くとともに、道路規格にも配慮した案である。

当該案は、交角点も7か所となっており、線形要素についても南城市道路構造条例（平成25年南城市条例第9号）第16条に規定する単曲線及び同条例第19条に規定する緩和曲線を満たしており、安全かつ円滑な車両交通の確保が可能で起業者は、当該案を選定している。

このように路線選定において、2案を比較し車両交通の安全性及び円滑性が図られる案を選択した事業計画となっている。

したがって、本件事業の事業計画は合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

本路線の現状は、一車線で、幅員が3メートルに満たない箇所も存在し、歩道も未整備であることから、車両の交互通行に支障があり、歩行者にも危険な状態が続いている。

また、本路線から南風原知念線へ合流する多くの車両が、交差点付近の隅切り部分が未整備なため車両確認ができず、停止線を越えた位置での停止を行っており、車両滞留等の発生要因となっている。

本件事業については、南城市役所や同市役所近くの公共駐車場を利用する喜良原区長を始め5区長から早期開通の要望書が南城市長宛て提出されている。

このような状況から本件事業を早期に施行する必要性がある。

イ 起業地の範囲及び収用の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用することに合理性が認められる。

以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められ、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のことから、本件事業は、法第20条各号の要件を全て満たしているため、事業の認定を行うものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所 南城市土木建築部都市整備課

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、宮古都市計画臨港地区を変更しようとするので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和5年7月7日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 都市計画の名称 平良臨港地区
- 2 都市計画を変更する土地の区域 宮古島市平良字下里及び字荷川取
- 3 縦覧期間 令和5年7月7日から同月21日まで
- 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び宮古島市建設部都市計画課
- 5 意見書の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課又は宮古島市建設部都市計画課

公 安 委 員 会 事 項

沖縄県公安委員会告示第107号

沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例（平成5年沖縄県条例第29号）第23条第1項の規定により、安全対策優良海域レジャー提供業者を次のとおり指定したので、同条第6項の規定により告示する。

令和5年7月7日

沖縄県公安委員会

業種	事業所名	業者名	指定期間
プレジャー ボート提供業	マリンクラブナギ	株式会社ナギ (代表取締役) 稲村雅司	令和5年5月1日から 令和6年4月30日まで
	株式会社南洋社中海 うさぎ・海あしひ	株式会社南洋社中 (代表取締役) 前野浩之	同上
	株式会社オーシャン スタイル	株式会社オーシャンスタイル (代表取締役) 玉城新吾	同上
	有限会社アイランド ワークス	有限会社アイランドワークス (代表取締役) 藤井一郎	令和5年5月9日から 令和6年5月8日まで
潜水業	マリンクラブナギ	株式会社ナギ (代表取締役) 稲村雅司	令和5年5月1日から 令和6年4月30日まで
	株式会社ブルーオー ション	株式会社ブルーオーション (代表取締役) 早川毅	同上
	マリンハウスシー サー阿嘉島店	株式会社シーサー (代表取締役) 稲井日出司	同上
スノーケリン グ業	マリンクラブナギ	株式会社ナギ (代表取締役) 稲村雅司	同上
	株式会社オーシャン スタイル	株式会社オーシャンスタイル (代表取締役) 玉城新吾	同上
	マリンハウスシー サー阿嘉島店	株式会社シーサー (代表取締役) 稲井日出司	同上

そ の 他

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定により沖縄県知事から一般財団法人行政書士試験研究センターに委任された行政書士試験を、次のとおり実施する。

令和5年7月7日

一般財団法人行政書士試験研究センター
理事長 多賀谷 一照

1 試験期日 令和5年11月12日（日曜日）午後1時から午後4時まで

2 試験場所 琉球大学千原キャンパス 西原町字千原1番地

3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

ア 行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数46題） 憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、令和5年4月1日現在施行されているものに関して出題する。

イ 行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数14題） 政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護及び文章理解

(2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行う。

イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とする。記述式は、40字程度で記述するものを出題する。

4 受験願書及び試験案内の配布及び請求方法

(1) 受験願書及び試験案内の窓口での配布

ア 配布期間 令和5年7月24日（月曜日）から同年8月25日（金曜日）まで。ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。

イ 配布場所及び配布時間

配布場所	所在地	電話番号	配布時間
沖縄県企画部市町村課	那覇市泉崎1丁目2番2号 (沖縄県庁7階)	098-866-2134	午前8時30分から午後5時15分まで
沖縄県名護県税事務所	名護市大南一丁目13番11号 (北部合同庁舎)	0980-52-2170	
沖縄県コザ県税事務所	沖縄市美原一丁目6番34号 (中部合同庁舎)	098-894-6500	
沖縄県宮古事務所総務課	宮古島市平良字西里1125番地 (宮古合同庁舎)	0980-72-2551	
沖縄県八重山事務所総務課	石垣市字真栄里438番地1 (八重山合同庁舎)	0980-82-3040	
沖縄県行政書士会	浦添市伊祖四丁目6番2号 (沖縄県行政書士会館)	098-870-1488	午前9時から午後5時まで

(2) 受験願書及び試験案内の郵送による請求方法

ア 請求期間 令和5年7月24日（月曜日）から同年8月18日（金曜日）まで（必着）

イ 請求方法 住所、氏名及び郵便番号記載の返信用封筒（角形2号：A4サイズの受験願書が折らずに入る大きさの封筒）に、郵便切手140円分を貼付し、次の宛先に郵送すること。

〒252-0299 日本郵便株式会社相模原郵便局留 一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

ウ 配布方法 イの手続により請求があったものについて、郵送により配布する。

5 受験申込み手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間 令和5年7月24日（月曜日）から同年8月25日（金曜日）まで

※ 令和5年8月25日までの消印があるものを受け付ける。

イ 申込方法 受験願書及び試験案内が入っていた封筒を使用し、一般財団法人行政書士試験研究センター試験課に郵送すること。

※ 必ず郵便局の窓口において簡易書留郵便により郵送すること。

ウ 提出書類 受験願書（顔写真貼付、受付郵便局の日付印のある振替払込受付証明書（お客様用）の貼付があるもの）

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受付期間

(ア) 受付期間は、令和5年7月24日（月曜日）午前9時から同年8月22日（火曜日）午後5時までとする。

(イ) インターネットによる受験申込みは、令和5年8月22日（火曜日）午後5時で終了するため、同時刻までに入力を完了していない場合は、接続中（入力中）であっても申込みができないことに注意すること。

(ウ) 受付最終日（令和5年8月22日（火曜日））は、非常に混雑し、インターネットが繋がりにくくなることが予想されるため、余裕を持って早めに申し込むこと。

(エ) 受付期間におけるインターネットによる受験申込みは、24時間利用可能である。

(オ) 入力方法等手続の詳細については、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<http://gyosei-shiken.or.jp>）にアクセスし、確認すること。

イ 受験手数料の払込み

(ア) 受験手数料は、クレジットカード（申込者本人名義のものに限る。）又はコンビニエンスストア

で払い込むものとする。

(イ) 利用できるクレジットカードは、VISA、Master、JCB、アメリカン・エキスプレス又はDinersとする。

(ウ) 利用できるコンビニエンスストアは、セブン-イレブン、ローソン、ローソン・スリーエフ、ファミリーマート、セイコーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア又はニューヤマザキデイリーストアとする。

(3) 受験手数料

ア 受験手数料は、10,400円とする。受験手数料の払込み方法については、試験案内に記載された方法によること。

イ 受験手数料の払込みに要する費用は、受験申込者の負担とする。

ウ 払い込まれた受験手数料は、天災等の事由により試験を実施しないこととした場合等以外は、返還しない。

(4) 問合せ先 一般財団法人行政書士試験研究センター（電話番号03-3263-7700）

6 特例措置の実施

(1) 身体の機能に障がいがある者等であって、車椅子の使用、補聴器の使用、拡大鏡の持込みその他の受験に際して必要な措置を希望する者には、障がい等の状況により必要な措置を行う。ただし、申出の時期や障がいの内容等によっては、希望に沿えない場合がある。

(2) 受験に際して必要な措置を希望する場合は、受験申込みを行う前に、必ず5(4)の問合せ先に相談すること。

7 合格発表の日時及び方法

(1) 日時 令和6年1月31日（水曜日）午前9時

(2) 方法 一般財団法人行政書士試験研究センター事務所の掲示板に合格者の受験番号を掲示した後、受験者には合否通知書を郵送する。また、合格者の受験番号を掲示する日の午前中に一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページに合格者の受験番号を掲載する。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 文進印刷株式会社 〒901-0416 八重瀬町字宜次706番地4
---	---